

# 島根県国民保護計画 用語集

## (五十音順)

島根県国民保護計画の本文中で使用される用語の意味は次のとおりです。

### 【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）。

### 【応急復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

### 【化学兵器】

化学兵器とは人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別出来る。

（神経剤系） サリン、タブリン、ソマン、VX 等

呼吸器または皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る

（びらん系） マスタード・ガス、ルイサイト 等

目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死性は低いが火傷の様な傷害は治療に時間が掛かり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。

（血液剤系） シアン系（青酸） 等

呼吸する事によって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。

作用が極めて早いですが皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

（窒息剤系） ホスゲン・ガス 等

主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

### 【核兵器】

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

### 【関係機関】

本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。

### 【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質（生物を含む）で政令で定めるもの。

### 【基本指針】

政府が、国民保護法第32条の規程に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。

### 【救援物資】

救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）。

### 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

### 【緊急対処事態対処基本方針】

【対処基本方針】を参照のこと。

### 【緊急物資】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

### 【ケーブルテレビ事業者】

有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）第2条第4項に規定する有線テレビジョン放送の事業を行う者。

### 【ゲリラ】

ゲリラは、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、さらにそうした戦争を行なう組織を言う。

### 【国民保護協議会】

国民保護法第37条（都道府県国民保護協議会）及び同第39条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

### 【国民保護協議会委員】

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。

都道府県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他の都道府県職員、市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命します。島根県の場合、平成17年6月7日現在、68名の委員が任命されています。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされています。

### 【国民保護業務計画】

国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ報告が必要。

### 【国民保護計画】

国民保護法第33条（指定行政機関）及び第34条（都道府県国民保護計画）並びに同法第35条（市町村国民保護計画）に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画。

### 【国民保護措置】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。例えば、国、県、市町村及び関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。

### 【国民の保護のための措置】

【国民保護措置】を参照のこと。

### 【国民保護法】

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号）。

## 【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和36年11月15日法律223号）。

## 【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

## 【事態対処法】

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年6月13日法律第79号）。

## 【指定行政機関】

事態対処法第2条第4号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁の28機関。

## 【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

平成18年12月22日現在、163機関が指定されています。

## 【指定地方行政機関】

事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、防衛施設局の26地方機関。

## 【指定地方公共機関】

国民保護法第2条第2項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。

平成18年12月11日現在、島根県知事が指定した指定地方公共機関は21機関。

## 【ジュネーヴ条約】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約

第1 ジュネーヴ条約 戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約

第2 ジュネーヴ条約 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約

第3 ジュネーヴ条約 捕虜の待遇に関する条約

第4 ジュネーヴ条約 戦時における文民の保護に関する条約

1977年のジュネーヴ条約追加議定書

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）

【戦争のルール】を参照のこと。

## 【スクリーニング】

放射性物質等による汚染が、除染が必要な程度かどうかふり分けすること。

## 【生活関連等施設】

国民保護法第102条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。

例 原子力事業所、ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等。

## 【生物兵器】

生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称である。化学兵器と合わせて貧者の核兵器と言われる。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素 等

## 【戦争のルール】

国際人道法と呼ばれるジュネーヴ諸条約のこと。明文化されない、慣習法も含まれる。戦争法、武力紛争法とも呼ばれることがある。

国際人道法には3つの基本的な原則がある。

- 1 **軍事目標主義** 軍事目標だけを攻撃し、その他の民間物（人）の攻撃は禁止されている。これを軍民区別の原則ともいう。
- 2 **均衡制の原則** 攻撃によって得られる軍事的利益に対し、攻撃によってもたらされる人的、物的損害が過度にならないよう、均衡制が保たれること。
- 3 **不必要な苦痛を防止する原則** 戦闘員に対しても攻撃によりもたらされる苦痛はできるかぎり最小でなければならず、目標の達成に不必要な過度の苦痛をもたらす戦術や武器の使用は禁止される。

国際人道法には、大きく分けて2つの潮流があり、第一の流れは、戦争により生じる犠

犠牲者（戦闘外にあるすべての人々）を保護・救済するためのルールで、一般に「ジュネーブ法（条約）」と呼ばれ、ジュネーブに置かれる赤十字国際委員会が中心となって起草し、ジュネーブの会議で発展してきたもので、1949年の4つのジュネーブ諸条約と1977年のジュネーブ諸条約の2つの追加議定書がこれにあたる。

第二の流れは、戦争の手段・方法や武器の使用を制限するルールで、一般に「ハーグ（戦争）法」と呼ばれ、19世紀末のハーグで開催された第1回世界平和会議に起源を持ち、その後もハーグで開かれた会議で発展してきたもので、1907年のハーグ陸戦規則や1925年の毒ガス議定書、1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約及び同議定書（1999年の同第二議定書を含む。）、1977年の細菌兵器禁止条約、1977年の環境改変技術敵対的使用禁止条約、1980年の特定通常兵器禁止・制限条約、1997年の化学兵器禁止条約や対人地雷禁止条約などがある。

### 【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第9条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針。

### 【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規程に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。

### 【ダーティ・ボム】

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。貧者の核爆弾等とも呼ばれる。

### 【テロ】

テロリズム（英terrorism）の略

一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。（国語大辞典（新装版）小学館 1988）

現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力的主張・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。

国家間の戦闘員による紛争は「戦争」で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ/犯罪」となる。

テロリズム（テロ、テロル=Terror, Terrorism）とは、心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為のこと。またはその手段を指す。

個人で行う個人的テロリズムと、政治集団や国家による集団的テロリズムに分けられる。国家や政治権力を持つ集団による集団的テロリズムは恐怖政治につながる。スターリン

主義体制における大量テロルが恐怖政治の例である。

一般には国家権力に対する過激派の暴力手段をさすことが多い。衆人環境で爆発物を爆発させるなどの無差別殺戮、要人暗殺などである。

### 【特殊部隊】

軍隊や警察およびそれに準ずる組織（情報機関や治安組織）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称である。

軍隊においては、ある程度の専門性ごとに部隊が編成されており、特殊性を備えているが、その中でも総合的に練度や戦闘力に優れたものを対テロ任務や、戦時における特殊作戦任務に就かせることがある。このような集団を一般に特殊部隊と呼ぶ。

また、警察や税関など、非軍事部門の機関に特殊活動を行う班を置き、これを特殊部隊に含める場合もある。

特殊部隊の編成は、国やその目的によって様々だが、原則的には少数精鋭で、優れた人材を選抜したものが多い。世界で最も特殊部隊員が多いとされるアメリカ合衆国でも、総数は45000人前後と見られており、全軍の兵力のごく一部にすぎない。

また、特殊部隊の任務についても、ハイジャック機や占拠された施設からの人質救出など、比較的認知されている活動を行い、犯罪者達にもその威力を知らしめるためにある程度の公開をする部隊がある一方で、ほとんど活動の実態がわからない部隊もある。

日本における特殊部隊は、警察の特殊急襲部隊(SAT)、特殊捜査班(SIT)、機動隊銃器対策部隊、原子力関連施設警戒隊、NBCテロ対応専門部隊、機動隊爆発物処理班、海上保安庁の特殊警備隊、陸上自衛隊の特殊作戦群、海上自衛隊に特別警備隊(SBU)等が設立されている。

世界的には、米軍のデルタ・フォース、グリーン・ベレー、ネイビー・シールズ、ナイト・ストーカーズ等、英軍のSAS、ドイツのGSG-9等が有名である。

### 【特定物資】

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

### 【避難経路】

避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路。

### 【避難実施要領】

知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。

あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市町村避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

### 【避難マニュアル】

避難の指示を受けた市町村長が避難実施要領を速やかに作成するため、あらかじめ消防庁等から示された複数の避難実施要領のパターンや記載内容の基準等を示した避難実施要領作成に使用するマニュアル並びに市町村独自に避難実施要領を作成するためあらかじめ作成しておく避難実施要領作成マニュアルを指す。

### 【不発弾】

発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等を指す。弾頭は、火薬や爆薬以外の生物兵器や化学物質等のNBC弾頭の場合もある。

戦車砲・対ミサイル近接支援火器等、減損ウラン（UD）を使用した弾頭の場合は、爆発の危険は無いが、放射能汚染・放射線被曝の恐れがあるとされている。

信管が作動状態にあることが多く、不用意に触れると爆発することがある。

時限式信管が使用されている爆弾等、不発弾に見せかける弾頭もあるため、注意が必要。処理には、自衛隊不発弾等処理班等の専門家による作業が必要。

### 【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃。

### 【武力攻撃原子力災害】

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。

### 【武力攻撃災害等】

武力攻撃災害及び緊急対処事態に発生した災害。

### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

### 【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

### 【放射能兵器】

放射能兵器とは、核分裂などにより生成された放射性物質を拡散・散布することにより、人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で、核兵器に含められることもある。爆発による放射性物質の拡散を目的とした爆弾は、ダーティ・ボム（汚い爆弾）と呼ばれる。



**【放送事業者】**

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2の放送事業者その他の法律（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者。

**【ライフライン】**

水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設

**【CATV事業者】**

【ケーブルテレビ事業者】を参照のこと。

**【NBC（R）兵器】**

核（N：Nuclear）・生物（B：Biological）・化学（C：Chemical）・放射能（R：Radiation）兵器の総称。

詳細は、各兵器の欄を参照のこと。